

分析1 SIMロック解除の意義と業界への影響

ガイドラインへの4つの提言

総務省が6月末までに策定するSIMロック解除に関するガイドラインに注目が集まっている。携帯電話市場における混乱を避けるために具備すべき条件とは。

文 北俊一(野村総合研究所情報・通信コンサルティング部 上席コンサルタント)

4月2日、総務省において、内藤正光副大臣主催のSIMロック解除に関する事業者ヒアリングが行われた。業界のルール作りがなされた上であれば、SIMロックを解除して欲しいというお客様の要望にお応えするという姿勢を示すNTTドコモ、SIMロックを解除することがいかにナンセンスかを訴えるソフトバンクモバイル、そして、何とか一定の方向性を見出そうとする副大臣との間で、激しいやりとりが行われた。

その後、Twitterを含む場外乱闘を経て、最終的には、原口一博総務大臣から、SIMロック解除はあくまでも事業者の自主的な取り組みとして期待するものであり、解除に関するガイドラインを6月末までに策定する、という方針が示された。

北俊一(きた・しゅんいち)



野村総合研究所 情報・通信
コンサルティング部 上席コン
サルタント

総務省「モバイルビジネス研究会」「モバイルビジネス活性化プラン評価会議」「通信プラットフォーム研究会」「電気通信サービス利用者懇談会」等委員を歴任。現在、総務省「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」「電波利用料制度に関する専門調査会」等委員

SIMロック解除は、2007年に総務省「モバイルビジネス研究会」(モバ研)にて議題として取り上げられた。そこでの結論としては、「SIMロックについては原則解除することが望ましいが、当面、その動向を注視し、(中略)2010年の時点で3.9Gや4Gを中心として、SIMロック解除を法的に担保することについて最終的結論を得ることが適当である」というものであった。そして、今がその結論を得るとき、ということなのである。

通信規格との関係

SIMロックについて考えるとき、「通信規格」「端末販売奨励金」「端末機能」の3つの要素を、それぞれ時間軸に沿って考えると理解しやすい。

現在日本では、3G~3.5Gの携帯電話が普及しているが、その通信規格は、ドコモ、ソフトバンク、イー・モバイルのW-CDMA系と、KDDI(au)のcdma2000系に分かれている。現時点でSIMロックを解除したドコモの端末に、通信規格の異なるauのSIMカードを挿入しても、ネットワークに接続することすらできない。つまり、今SIMロックを解除しても、事

業者間で公正な競争状況を確保できないのだ。

しかし、本年末からLTE(3.9G)という通信規格のサービスが開始される。このLTEは、auを含めたすべての事業者が採用する予定であるため、事業者間競争の歪みは解消される。モバ研では、このことを念頭に、2010年頃にもう一度SIMロックについて議論をしよう、としたのである。

とはいえ、LTEのカバーエリアが3Gに遜色なく広がり、LTEシングル端末(オールIP)が問題なく使えるようになるのは、早くとも2014年頃となろう。それまでは3GとLTEのデュアル端末が主流であり、歪みは解消されない(図表1)。

端末販売奨励金との関係

モバ研の最大の目玉は、「分離プラン」の導入であった。端末に奨励金を付けて安く売る代わりに、月々の通信料金に上乗せして一緒に回収するという販売奨励金モデルの端末価格と通信料金の会計を分離することによって、“結果として”の奨励金の縮減を狙った(図表2)。

事業者は、端末販売奨励金を回収する前に、ユーザーが他のキャリアに乗り換えてしまうことを防止することを目的に、端末にSIMロックをかけている。しかし、端末販売奨励金